

令和5年11月2日
障 害 福 祉 部

障害者の地域生活支援機能の強化について
(国における地域生活支援拠点等の整備事業)

(付議の要旨)

障害者の地域生活支援機能の強化について、北沢地域を中心に実施している「相談」「緊急時の受入・対応」「地域の体制づくり」の3機能を令和6年1月から区内全域で実施する。また、「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」の2機能を加えた5機能を令和6年度に実施することを決定する。

1. 主旨

障害者の地域生活支援機能の強化を図るため、国における地域生活支援拠点等整備事業(以下、「拠点等整備事業」という。)※を活用し、「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の3機能の優先的に整備することとし、令和4年10月から北沢地域をモデル地域として試行を開始した。

この度、試行期間の評価検証や、障害者施策推進協議会、自立支援協議会等からの意見等を踏まえ、北沢地域を中心に実施している「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の3機能を令和6年1月から区内全域で実施(全区展開)する。また、「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」の2機能を加えた5機能を令和6年度に実施する。

※ 拠点等整備事業を構成する5機能

- ①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場
④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

2. モデル実施の概要について

(1) 概要

「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の3機能を優先的に整備することとし、令和4年10月から北沢地域をモデル地域として試行を開始している。機能の整備にあたっては、緊急時バックアップセンター事業や専門サポーター派遣事業の区独自の取組み等を通じて実施している。

①「相談」・「緊急時の受入・対応」の機能

- ・緊急時バックアップセンター：障害当事者や家族等からの緊急時の相談に対応するため、24時間体制で、個々の利用者に応じた適切なコーディネートを行う(事業委託)。
- ・専門サポーター：緊急時バックアップセンターと連携して、個々の障害者の状況により施設利用が困難な障害者に対して、在宅で介護や見守り等のケアを行う(事業委託)。
- ・介護タクシー：緊急時バックアップセンターと連携して、支援対象者の自宅又は区が指定する場所から短期入所施設等までの送迎を行う(事業委託)。

②「相談」・「地域の体制づくり」機能

- ・区内の相談支援事業者や短期入所施設等に対して、拠点等整備事業への参加・協力を依頼。
- ・障害者の地域生活を支えるネットワークの強化を図るため、情報共有や課題について意見交換を行う「地域生活支援拠点等整備事業連絡会」を開催。

(2) 期間中の実績等

別紙1参照

3. モデル実施の評価・検証を踏まえた今後の方向性について

詳細は別紙2参照

- ・北沢地域を中心に実施している「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の3機能を令和6年1月から全区展開を行う。全区展開にあたっては、支援が必要な方に利用登録してもらえよう、障害福祉サービス事業所に協力を依頼するなど周知強化を行う。
- ・緊急時バックアップセンターは、引き続き障害者の緊急時コーディネートを行い、家族全体の調整や生活の立て直しが必要と判断した場合には、適切に保健福祉センター保健福祉課へ繋げるなど相談支援機関と連携する。現行どおり1か所で事業を行いながら24時間の相談体制を継続するが、全区展開後1年間の状況をみて、体制や手法の見直しを検討する。

*緊急時バックアップセンターの人員体制について

すでに北沢地域をモデル地域としながら5地域から登録受付を行っていることから、令和6年1月からの全区展開にあたっては、登録者のアセスメント実施までに一定の猶予を設けるなどしながら、現在の人員体制で令和6年3月まで事業を行う。

全区展開にあたっては、登録者数の増に伴う相談・緊急対応数、登録者のアセスメント件数の増加が見込まれる。また、登録から一定期間が経過した利用者の再アセスメント業務が生じること等から、令和6年4月以降は人員体制を強化し対応を図る。

4. 令和6年度に整備する2機能

(1) 「体験の機会・場」の機能について

基本的な考え方

国は本機能に関して、「地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能」の整備を示している。

区においては、ひとり暮らしを希望する障害児者の生活スキルを評価し、自立生活へ向けて必要な助言を行う機能を、新たに整備することとする（障害児者の自立生活に向けた助言事業）。実施にあたっては、障害児者への生活体験事業に経験のある事業者に委託して行う。

①現状と課題

- ・障害者に生活体験を提供する障害福祉サービスとしては、現在、一定期間の宿泊を提供する“松原けやき寮”や“なかまっち”のほか、障害者総合支援法の短期

入所施設や生活訓練事業所などがある。

- ・ 障害のある子どもの保護者からは、将来の自立した生活に対する不安の声が多く聞かれるが、中高生の頃から保護者と離れて計画的に生活力を高める経験ができる場所は整備されていない。
- ・ 障害特性から情報や知識をもとに抽象化して判断することが不得手で、未知や未体験のものを選ぶことが難しい方については、自立生活に向けて、実体験の中で自ら考える経験を積むことが大切となる。
- ・ 現在は整備されていない、中高生が保護者と離れて生活する経験や、知的障害を対象とする一泊二日程度の宿泊体験の提供等により、障害児者がライフステージに応じた生活体験の選択の幅を広げていく必要がある。

②整備する事業の概要

- ・ 利用者のアセスメントに基づく生活体験プログラムを作成したうえ、本人が家族と離れて過ごす中で生活力を高める体験を提供し、自立生活に向けて必要な助言を行う事業を開始する（事業委託）。利用対象は、主に中学・高校生から若者世代の知的障害者とする。
- ・ 具体的には、一泊二日程度の生活体験を複数回提供し、6ヶ月程度の期間の中で生活力を高める支援をしながら、必要な助言を行う。（食費や光熱水費等の実費は利用者負担）
- ・ 当該事業の利用後には、必要に応じて松原けやき寮など、本人の自立に繋がる事業の利用を促していく。
- ・ 生活体験に関するニーズの把握や実施手法の検証を行うため、当面の間、同様の事業実績がある区外の民間事業者に事業委託のうえ実施していくが、将来的には区内において当該事業を実施できるよう検討していく。

③その他

- ・ 令和6年度からの取組みの対象とならない、長期入院している精神障害者の地域移行等精神障害者の自立を支援するための「体験の場」の整備については、当事者や家族会等からご意見をいただきながら、令和7年度以降の開設にむけて検討していく。（国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」の活用を検討）

(2) 「専門的人材の確保・養成」の機能について

基本的な考え方

国は本機能に関して、「医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能」の整備を示している。

区では、令和6年度からの「せたがやインクルージョンプラン」において「当事者の選択を支える」ことを行動コンセプトとして定める。「専門的人材の確保・養成」の機能の整備については、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者の職員を主な対象として、支援者等が「選択を支える」支援について学ぶ研修内容の充実に取り組むこととする。研修等の実施にあたっては、世田谷区福祉人材育成・研修センターを活用して行う。

①現状と課題

- ・ 世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、主に障害者（児）施設等の職員

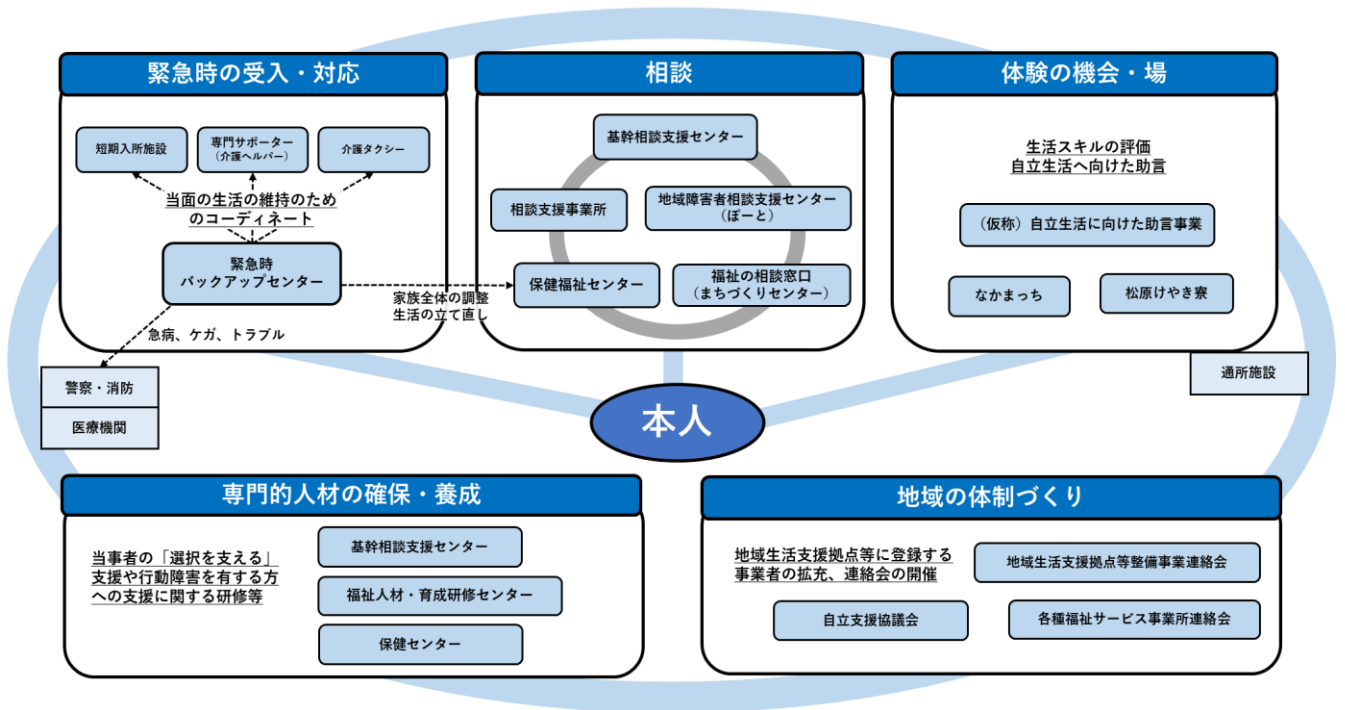
を対象として、新任や中堅など職層ごとにサービスの質の向上のための研修を行っている。また、相談支援事業所に対しては、基幹相談支援センターがアドバイザーの派遣等を行い、力量向上を図っている。

- ・ 障害者の権利擁護に関して、既存の研修の中で講義が実施されているものの、当事者の意思決定支援や選択を支える環境整備等の研修を体系的に位置付ける必要がある。

②整備する事業の概要

- ・ 福祉人材育成・研修センターに委託している研修内容を一部見直すとともに、自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において意思決定支援や選択を支える環境整備に関する研修について協議を行うこととし、「専門的人材の確保・養成」の機能として整備する。行動障害を有する方への支援に関する内容については、令和7年度以降に実施できるよう検討する。

世田谷区の拠点等整備（面的整備）



5. 概算経費

61,859千円（令和6年度当初予算）

- ・ 相談、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり機能 61,254千円（内訳）

	令和5年度	令和6年度	備考
緊急時バックアップセンター	53,532千円	59,877千円	全区展開に伴う体制強化 実績に基づいて想定件数を見直し
専門サポーター	4,125千円	1,271千円	
緊急時の介護タクシー	211千円	106千円	
合計	57,868千円	61,254千円	

※ 特定財源 23,128千円

- ・体験の機会・場機能 495千円
(自立生活に向けた助言事業を令和6年度に5人が利用することを想定)
- ・専門的人材の確保・養成機能(講師謝礼) 110千円

6. その他

拠点等整備事業の実施状況については、自立支援協議会に報告するほか、関係機関等の意見をいただきながら、毎年度実施内容の評価・検証を行い、必要に応じて機能の見直しを検討していく。

7. 今後スケジュール(予定)

- | | |
|---------|--|
| 令和5年11月 | 福祉保健常任委員会報告 |
| 12月 | 全区展開にあたっての利用者募集開始
(区のおしらせ、区ホームページ、ちらし配布等) |
| 令和6年1月 | 緊急時バックアップセンターの全区実施開始 |
| 4月以降 | 「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」の2機能の開始
地域生活拠点等整備事業5機能の開始について国へ報告 |

モデル実施期間中の実績（令和5年9月26日現在）

1 「相談」と「緊急時の受入・対応」

(1) 緊急時バックアップセンター利用登録者数

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
件数	38	104	24	16	16	198

(利用登録者の内訳)

障害者手帳の所持状況（重複あり）

	身体	知的	精神	未記入
件数	65	160	12	2

年齢別

	10未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64	65以上
件数	8	20	43	44	47	27	6	3
割合%	4.0%	10.1%	21.7%	22.2%	23.7%	13.6%	3.0%	1.5%

(2) 緊急時バックアップセンター相談件数

(地域別)

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明	合計
件数	9	21	9	5	3	1	48

(対応別)

	短期入所施設	ヘルパー派遣	短期入所・ヘルパー派遣併用	相談・問合せ等	合計
件数	5	4	2	37	48

(3) 専門サポーター

派遣実績：3件

(4) 介護タクシー

派遣実績：0件

2 「相談」と「地域の体制づくり」

(1) 拠点等整備事業への参加状況

- ・相談 : 2事業者
- ・緊急時の受け入れ・対応 : 10事業者（短期入所施設 : 9 居宅介護事業者 : 1）

(2) 地域生活支援拠点等整備事業連絡会

区内の相談支援事業者や短期入所施設等に対して、区の拠点等整備事業への参加・協力を依頼した。障害者の地域生活を支えるネットワークを構築するため、緊急時バックアップセンターが事務局となり情報共有や課題について意見交換を行う「連絡会」を実施。

(実施概要)

- ・令和4年10月より開始（月1回開催）
- ・参加者 緊急時バックアップセンター（事務局）
地域障害者相談支援センター“ぽーと”
相談支援事業所、区（障害施策推進課、保健福祉課）

モデル実施の評価・検証

(1) モデル地域での実施内容を区内全域に展開する際の課題

【評価・検証の視点】

- 視点**
- ・ 緊急時バックアップセンターの運用（対応時間、人員）
 - ・ 短期入所施設、専門サポーターを担う事業所の充足度

緊急時バックアップセンターの運用（令和4年10月～令和5年9月）

- ◆ 利用登録者 198名
- ◆ 相談等件数 48件
〈内訳等〉 平日 17時15分～22時 5件、22時以降 2件
土日の相談 7件
- ◆ 緊急時コーディネート件数 11件
〈内訳等〉 17時15分以降 0件、土日の対応 2件
- ◆ 緊急時バックアップセンター（1箇所）
〈運営体制〉 常時2名体制、24時間職員対応
〈主な業務〉
 - ・ 緊急時バックアップセンターの利用登録受付
 - ・ 利用登録者のアセスメント、再アセスメント
 - ・ 緊急時コーディネート（短期入所、専門サポーター、介護タクシー）
 - ・ 関係機関との連絡・調整
 - ・ 情報共有、意見交換のための地域生活支援拠点等整備事業連絡会の開催

《検証》

- ・ 利用登録受付
北沢地域を基本としながら、区内の他地域についても柔軟に対応することができている。
- ・ 利用登録者のアセスメント
届出書には無い情報の把握を目的にアセスメントを実施し、緊急時対応の意向や支援の注意点などを把握できている。
アセスメントにより把握した情報は、緊急時に短期入所施設や専門サポーターと共有し、適切なコーディネートにつなげている。
- ・ 緊急時のコーディネート
短期入所施設での対応を基本に、介護ヘルパー（専門サポーター含む）の派遣等による当面の生活のコーディネートが実施できている。
一部、受け入れ可能な短期入所施設が無くヘルパー派遣による対応となったケースがあった。
- ・ 対応時間
概ね日中の相談等による対応であったが、区の窓口や既存の相談支援機関が閉まった後の時間帯の対応もあった。また、障害者の家族会などからは「緊急時に相談ができる場所があり安心できる」といった声がある。

《評価》

- ・ 令和5年9月までの登録人数は約200人であるが、例えば、障害者総合支援法に基づく短期入所の支給決定を受けている人数は区内で約2,000人。この人数は、緊急時などに備えて短期入所の利用を考えている障害者数と捉えることができ、緊急時への備えを必要とする潜在的なニーズはまだ多くあると考えられる。必要とする方の利用登録につなげるため、周知を強化する必要がある。
- ・ 全区展開にあたっては、北沢地域以外の利用登録者の増加（令和6年度末時点で全体で約500名程度）が見込まれるため、人員体制の強化が必要なものの、緊急時バックアップセンターの箇所数は、現時点では既存の1箇所を基本とする。
- ・ 利用登録者のアセスメントについては、登録から一定期間を経過した対象者について本人の状況や支援体制などの環境を改めて聞き取り、再アセスメントの必要がある。
- ・ 緊急時のコーディネートについては、モデル実施として地域を限定することを前提としたことや、区内の通常の相談支援先における対応などから計画当初の想定を下回ったが、今後、区内全域への展開にあたっては、対象利用者数の増加に伴い、増加を見込む必要がある。
- ・ 24時間の対応については、一定のニーズがあり、緊急対応がどの時間に発生するか予測できるものではないことに加え、セーフティネットや通常の相談支援先のバックアップを含めた重層的な支援体制を構築し、区民の安全・安心を確保する観点から当面の間は継続する。

(2) 障害当事者の障害特性や状況に応じた緊急時のコーディネート

【評価・検証の視点】

- | | |
|----|--|
| 視点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な障害特性に対応できる事業所の確保の必要性 ・ 緊急時の定義、対応 |
|----|--|

拠点等整備事業への参加状況

- ◆ 相談 2事業者
- ◆ 緊急時の受入れ・対応 10事業者（短期入所：9、居宅介護事業者：1）

緊急時の定義、対応

緊急時バックアップセンターは、以下①～⑥のような事態による対応依頼があった際に、緊急性についての判断を行ったうえ、当面（3～4日程度）の生活の維持のためのコーディネートを行う。

【緊急時の例】

- ① 障害当事者が、自らの健康を維持できなくなった場合
- ② 障害当事者が、衣食住を確保できなくなった場合
- ③ 障害当事者が、何らかの理由で外部とコミュニケーションが取れなくなった場合
- ④ 障害当事者が、何らかの理由で家から外に出られなくなった場合
- ⑤ 介護者や支援者が、疾病や事故等により障害当事者の介護ができなくなった場合

⑥ 介護者や支援者が、急な葬儀等により不在となる場合

相談内容により、家族全体の調整や生活の立て直しなどセーフティネットとしての対応が必要な場合には、保健福祉センター保健福祉課に引き継ぎ、相談支援機関での継続的な支援を依頼する。

《検証》

- ・ 短期入所施設及び専門サポーターを担う事業者の充足
緊急時には、短期入所施設での対応を基本に、介護ヘルパー（専門サポーター含む）の派遣等によるコーディネートが実施できている。
緊急時コーディネートにあたっては、緊急の状況を詳細に聞き取ったうえで、受け入れ可能な短期入所施設が見つかるまで順次、受入可否の連絡調整を行うため、相談から入所に至るまで、一定の時間を要している。
一部、受け入れ可能な短期入所施設が無くヘルパー派遣による対応となったケースがあった。
- ・ 緊急時の定義
緊急時バックアップセンターに対応依頼があった際に、【緊急時の例】を基本に緊急性の判断は混乱なく行えている。
- ・ 緊急時の対応
当面（3～4日程度）の生活の維持のためのコーディネートを行うとともに、家族全体の調整や生活の立て直しが必要な場合には、保健福祉センター保健福祉課につなげるなど相談支援機関と連携して対応できている。

《評価》

- ・ 短期入所施設や専門サポーターについて、現時点では概ね対応できているが、今後の区内全域への展開にあたっては、相談件数の増加に伴い、土日・夜間の緊急時対応の増加も見込まれるため、更に充足させる必要がある。
- ・ 緊急時の定義（捉え方）については、現在の【緊急時の例】を基本に対応し、疑義が生じた場合には必要な見直しを行う。
- ・ 障害者や家族は、緊急時の状況に関わらず短期入所施設の利用について、相談支援機関に相談・問い合わせする前に、緊急時バックアップセンターに相談する事例があり、緊急時の相談機関として一定の認知がされている。
- ・ 緊急時の状況によっては、障害者や家族が適切な支援機関につながるとは限らず、通常とは異なる緊急時のコーディネート体制を重層的に整備する必要がある。
- ・ 家族全体の調整や生活の立て直しが必要な場合には、保健福祉センター保健福祉課につなげるなど相談支援機関と連携して対応する。
- ・ 保健福祉センター保健福祉課のケースワーカーが緊急で短期入所を探す場合には、複数の職員が他の業務を止めて手分けして対応しており、バックアップセンターがこうした役割を担うことで、保健福祉センター保健福祉課の業務負担が軽減される。
また、夜間・土日の緊急対応についても、バックアップセンターがあることで、職員の精神的な負担軽減にもつながっている。

(3) 相談支援機関の相互の連携や、相談支援機関と短期入所施設との連携

【評価・検証の視点】

視点 ・ 地域の体制づくりの進捗状況

《検証》

- ・ 地域の体制づくりの進捗状況

緊急時バックアップセンターが事務局となり、保健福祉センター保健福祉課や地域障害者相談支援センターぽーと等が参加する地域生活支援拠点等整備事業連絡会を開催し、緊急対応の事例等をもとに必要な情報の共有や意見交換を行っている。

《評価》

- ・ 緊急時バックアップセンターが事務局となることで、必要な関係機関との連携が図られるとともに、緊急対応の事例等の必要な情報が共有され、地域の緊急時対応のレベルアップにもつながっている。
- ・ 全区展開にあたっては相談支援機関等、5地域の関係機関に参加いただきながら、地域生活支援拠点等整備事業連絡会を行っていく。